

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 浄化槽法の規定により尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について一定の技術上の基準が定められた場合における尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の汚物処理性能に関する技術的基準の特例を定めるものとする事。

(第三十二条関係)

二 防火設備等が閉鎖又は作動をするに際して、当該防火設備等の周囲の人の安全を確保することができるものとする事。

(第一百二十二条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

四 この政令は、平成十七年十二月一日(第一号関係にあっては平成十八年二月一日)から施行するものとする事。